

道路台帳について

1 かすみがうら市道路現況（令和2年4月1日現在）

路線数	6,150 路線
実延長	1,452,821m
改良	375,890m
	(内訳) 車道 19.5m以上 131m / 車道 13.0m以上 839m
	5.5m以上 89,292m / 5.5m未満 285,628m
舗装	788,007m
	(内訳) セメント 82,391m / アスファルト高級 22,938m
	アスファルト 682,678m
道路改良率	26%
道路舗装率	54.2%

2 市町村道路は、「幹線1級市町村道」、「幹線2級市町村道」及び「その他市町村道」の3種類に分類されています。

区分	路線数等	網図表示
1級	合計 24 路線 千代田 14 路線 6—●●●●●号線 霞ヶ浦 10 路線 01●●●号線	赤色
2級	合計 26 路線 千代田 9 路線 7—●●●●●号 霞ヶ浦 17 路線 02●●●号線	青色
その他	合計 6,100 路線 千代田 2,737 路線 8—●●●●●号 霞ヶ浦 3,363 路線 1~8●●●●●号 1●●●● 旧国道354号北・市道0108号線西 2●●●● 旧国道354号北 市道0108号線東・県道牛渡馬場山土浦線西 3●●●● 国道354号北 県道牛渡馬場山土浦線東・市道0212号線西 4●●●● 国道354号北・市道0212号線東 5●●●● 国道354号南・市道0106号線北 6●●●● 国道354号南 県道牛渡馬場山土浦線東・市道0106号線南 7●●●● 旧国道354号南 県道牛渡馬場山土浦線西・県道戸崎上稲吉線東 8●●●● 国道354号南・県道戸崎上稲吉線西	黒色

※改良
 1級 道路：5m以上の舗装、片側側溝以上／橋梁・トンネル：4.5m以上
 2級 道路：5m以上の舗装、片側側溝以上／橋梁・トンネル：4.5m以上
 その他 道路：4m以上の舗装、片側側溝以上／橋梁・トンネル：3.5m以上

※ かすみがうら市が運用している基準：昭和55年建設省通知「幹線1級及び2級

市町村道の選定について」

【 幹線 1 級市町村道の基準 】

地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で一般国道及び都道府県道以外の道路のうち次の各号のいずれかに該当するもの。

- 1 都市計画決定された幹線街路
- 2 主要集落（戸数 50 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路
- 3 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路
- 4 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路
- 5 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道を連絡する道路
- 6 大都市または地方開発のため特に必要な道路

【 幹線 2 級市町村道の基準 】

幹線 1 級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で、次の各号のいずれかに該当する道路。

- 1 都市計画決定された補助幹線街路
- 2 集落（25 戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路
- 3 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路
- 4 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道とを連絡する道路
- 5 大都市または地方開発のために必要な道路

【 幹線市町村道以外の市町村道について 】

市町村道路のうち、幹線市町村道以外の市町村道路は「その他市町村道」と区分しています。

(用語の説明)

- ・ 主要交通流通施設とは、鉄道、高規格道路のインターチェンジ、工業団地などのことをいいます。
- ・ 主要公益的施設とは、主要な教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、老人ホーム、ゴミ処理場及び総合運動場などのことをいいます。
- ・ 主要生産施設とは、農林水産業、鉱業及び製造業に関する事業所（従業員 30 人以上）が 2 箇所以上集まり、全体で 100 人以上となる区域、並びに農林水産業の基幹施設のうち、共同選果場、共同集荷貯蔵施設及び共同飼育所などの共同利用施設のことをいいます。
- ・ 主要な観光地とは、国定公園並びに文化財保護法、重要文化財、縣市等条例に基づく史跡、名勝、建造物などのことをいいます。

※ 土浦市と石岡市の路線番号表示

区分	土浦市		石岡市	
1級	I級●●号線	新治1級●●号線	A01●●号線	B01●●号線
2級	II級●●号線	新治2級●●号線	A02●●号線	B02●●号線
その他	町名●●号線	新治北・中・南 ●●号線	A 1・2・3・4 5・6 ●●●号線	B 1・2・3・4・ 5・6・7・8 ●●●号線

- 3 道路の認定と廃止については、議会の議決を経なければなりません。
道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経たうえで、市長が認定します。
道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経たうえで、市長が廃止します。

4 県内デジタル化の状況について

市名	デジタル化の状況	端末設置の状況
古河市・用地管理課	実施済	窓口1台、職員1台
土浦市・道路管理課	実施済	職員1台
筑西市・道路維持課	実施済	窓口（タッチパネル）1台 職員2台
ひたちなか市・道路管理課	PDFを活用	職員PC
神栖市・道路整備課	実施済	窓口（タッチパネル）2台 職員5台
日立市・道路建設課	実施済	職員2台
石岡市・道路建設課	作成中	令和3年度稼働予定
かすみがうら市	デジタル化未実施 ・紙道路台帳図（387面、千代田地区4分冊、霞ヶ浦地区4分冊）を窓口で閲覧 ・道路網図（千代田地区2分冊、霞ヶ浦地区2分冊）を窓口閲覧、HP公開	

5 道路番号の変更等に伴う課題について

(1) 道路占用許可更新について

道路占用許可を受けている埋設等されている物件については、占用許可期間の更新が必要となるため、対象となる路線の新旧対比表を作成し周知する必要があります。占用許可期間については、水道道管や下水道管、電柱等については10年以内、それ以外は5年以内（個人浄化槽等排水管など）です。

(2) 特殊車両通行許可について

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量（20 t）又は高さ（3.8 m）等が構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができると規定されています。

国土交通省・道路情報便覧システムにかすみがうら市の一部市道も掲載されており、事業者は部品等の運搬のため同システム等を活用しています。

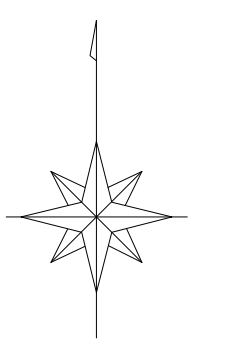
このため、対象となる路線の新旧対象表を作成し周知する必要があります。

かすみがうら市認定路線網図

(千代田地区)

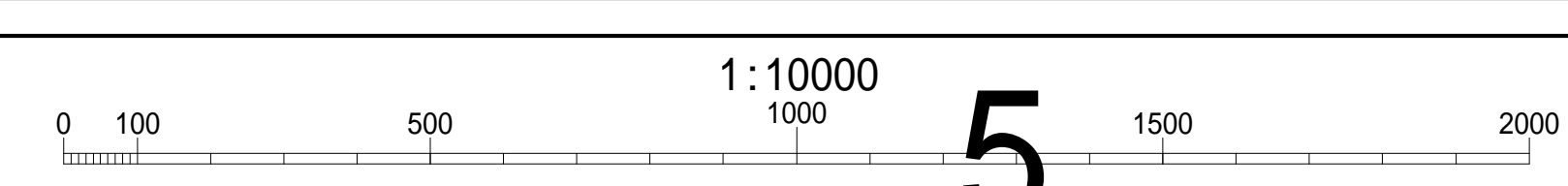
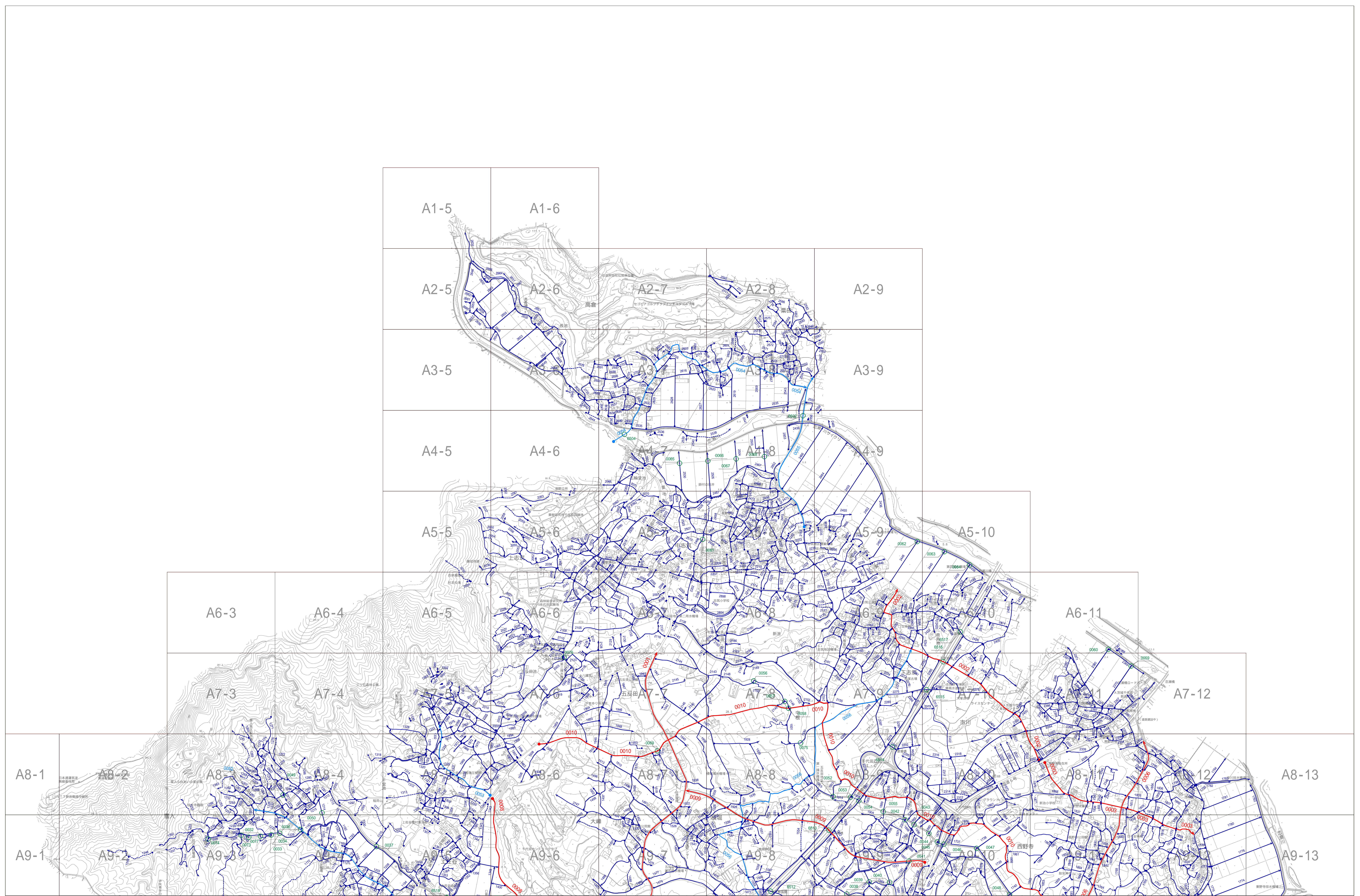
令和二年三月作成

1
2



凡例

- 一級路線 (Red solid line with arrow)
- 二級路線 (Blue solid line with arrow)
- その他路線 (Blue dashed line with arrow)
- 一級路線・未供用 (Red dashed line with arrow)
- 二級路線・未供用 (Blue dashed line with arrow)
- その他路線・未供用 (Blue dotted line with arrow)
- 橋 (Green circle with '123')
- 踏切 (Green triangle with '123')



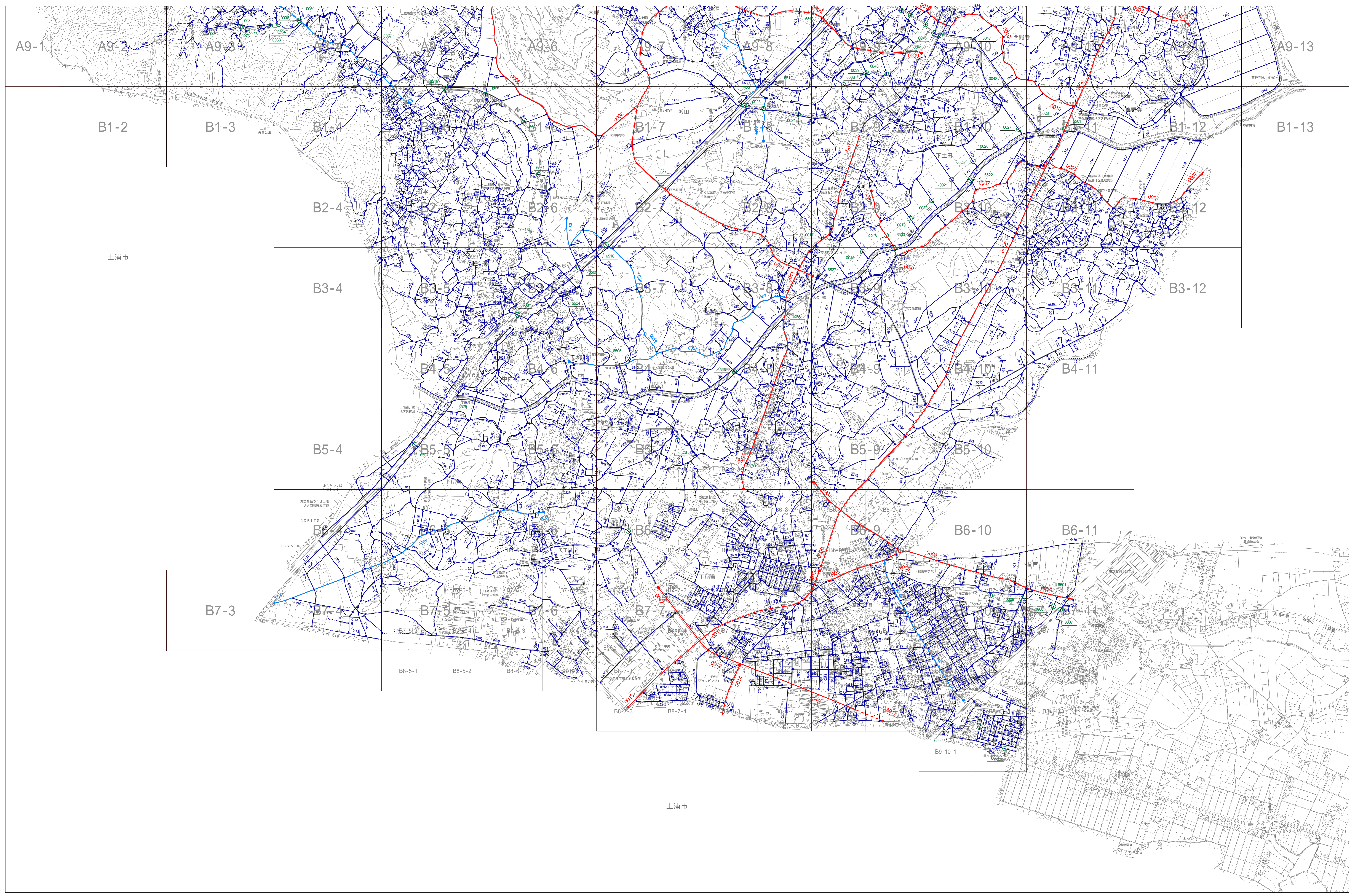
国際航業株式会社調製

かすみがうら市

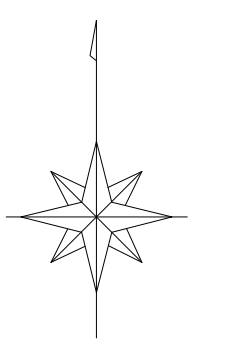
かすみがうら市認定路線網図

(千代田地区)

令和二年三月作成



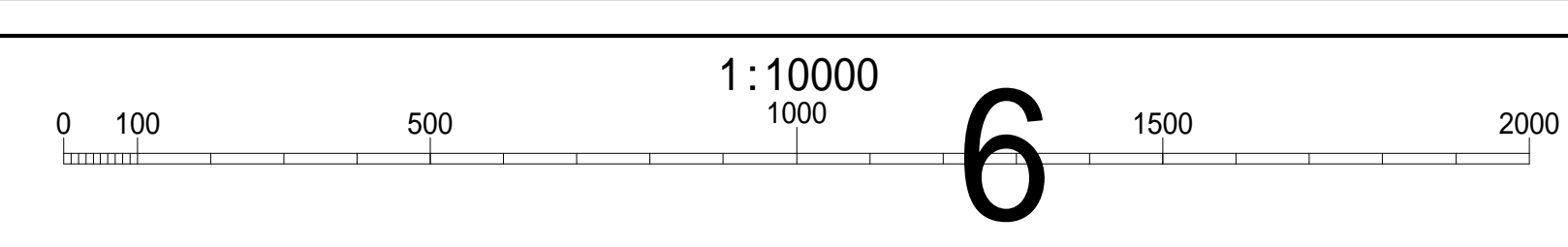
1
2



- 凡例
- 一級路線
 - 二級路線
 - 未利用
 - 一級路線・未利用
 - 二級路線・未利用
 - 未利用
 - 橋
 - 踏切

国際航業株式会社調製

かすみがうら市



かすみがうら市認定路線網図

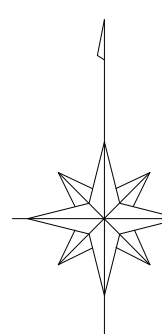
(かすみ地区)

1

令和二年三月作成

石岡市

1 2



凡例

- 一級路線 (Red solid line with arrow)
- 二級路線 (Blue solid line with arrow)
- その他路線 (Blue dashed line with arrow)
- 一級路線-未供用 (Red dashed line with arrow)
- 二級路線-未供用 (Blue dashed line with arrow)
- その他路線-未供用 (Blue dashed line with arrow)

橋梁 (Green circle with 123)

踏切 (Green triangle with 123)

ブロック界 (Dashed line)

ブロック番号 (1)



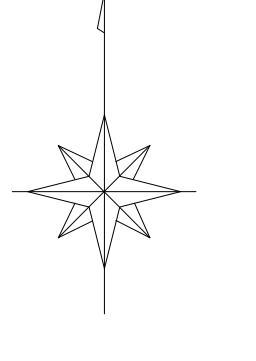
0 100 500 1000 1500 2000

1:10000

1

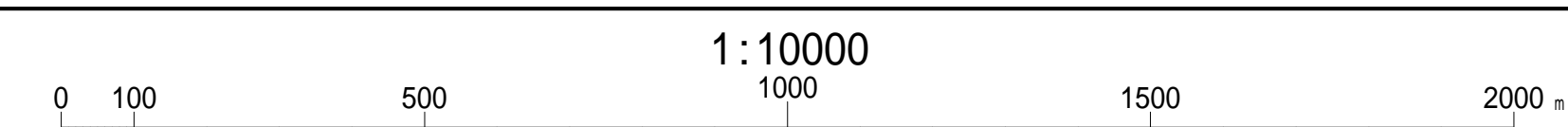
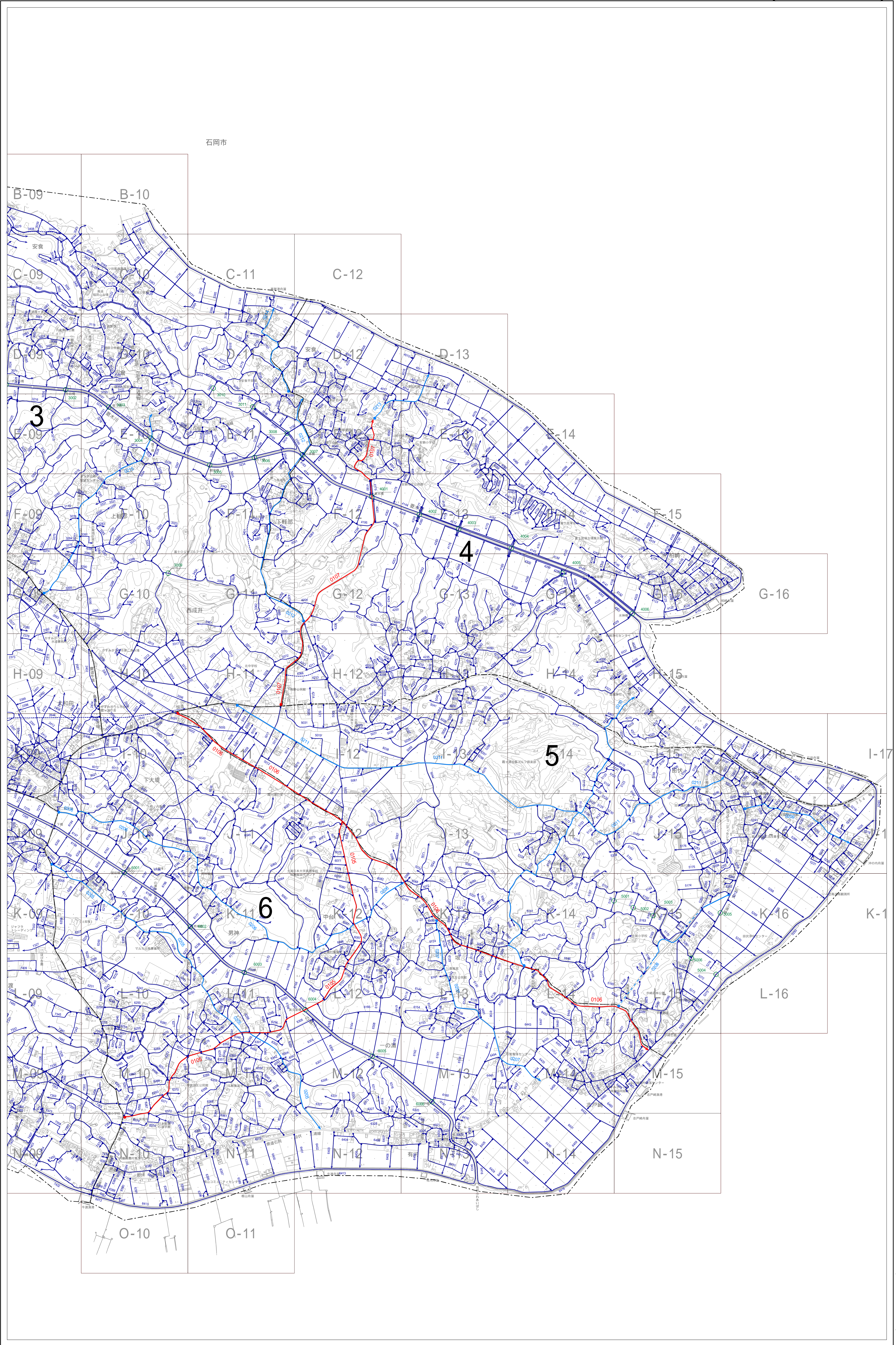
令和二年三月作成

1 2



凡例

- 一級路線 (Red solid line with arrow)
- 二級路線 (Blue solid line with arrow)
- その他路線 (Blue solid line)
- 一級路線・未採用 (Red dashed line with arrow)
- 二級路線・未採用 (Blue dashed line with arrow)
- その他路線・未採用 (Blue dashed line)
- 橋梁 (Green circle with 123)
- 踏切 (Green triangle with 123)
- ブロック界 (Dashed line)
- ブロック番号 (1)



かすみがうら市

国際航業株式会社